

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第3項
処 分 の 概 要：申出による免許の付与
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 第107条第2項（免許証の返納等） 道路交通法施行令第39条の2の3（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）、第39条の2の4（申請による取消しの基準） 道路交通法施行規則第30条の9（取消しの申請等）
審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間： ○ 即日 警察本部運転免許課の更新センター・免許センターでの処理の場合 ○ 申請日から15日 警察署（佐用警察センターを含む。）窓口での処理の場合
申 請 先： ○ 申請書は、警察本部運転免許課明石運転免許更新センター、阪神運転免許更新センター、神戸優良・高齢運転者運転免許更新センター、姫路優良・高齢運転者運転免許更新センター及び但馬運転免許センターの窓口に提出してください。 ○ 申請は、警察本部以外にも警察署（佐用警察センターを含む。）の窓口で行うことができます。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部交通部運転免許課免許管理係 078-912-1628（内線273）
備 考：